

WTO交渉：12月妥結は不可能。代わる“小さい合意”も容易ではない。アメリカ：ここでも新興国に譲歩を求める。



財団法人日本農業研究所
客員研究員

服部信司

1. 年内合意の断念から 小さいパッケージ合意へ

WTO交渉は、4月末に予定されていた議長提案は行われず、議長の現状報告が行われたにとどまった。ラミー事務局長は、その議長報告（4月21日）への付言において、「交渉は失敗の瀬戸際」にあり、「そこからの脱却方法について何も見えない」とした。

アメリカと新興国（中国、ブラジル、インド）は、特に途上国の非農産品＝鉱工業製品の関税引き下げの程度について対立する異なった見解を持ち（新興国は議長提案で基本的にOK、アメリカは新興国がもっと大幅な削減をすべき）、そのギャップは「橋渡ししえない」（ラミー事務局長）状態に陥っていたのである。

その1カ月後、5月31日の貿易交渉委員会（全加盟国が参加）は、「12月（に予定されている閣僚会合）までの合意は困難であること」を認め、ラミー事務局長は、全分野の包括合意に代わる「いくつかの合意可能な分野のパッケージが12月閣僚会合において必要」と提起した。

しかし、6月22日の貿易交渉委員会は、そのパッケージの中身についてもアメリカ－新

興国の間で対立したまま合意しえず、次回の貿易交渉委員会の日程も示されないままに終わったのである。

2. おおむね一致する後発途上国への利益

ラミー事務局長は、貿易交渉委員会（5月31日）において“代わりに合意しうる可能性のあるパッケージ”の内容として、「後発途上国（約50カ国、WTO加盟国の3分の1）への利益の供与が中心となるべき。同時に、他の要素も加えられていい」とした。

後発途上国への利益供与は、後発途上国からの輸出に対し、それ以外の国は「無税・無枠（無枠とは「一定の関税のもとでの輸入枠」のようなものも設定しない）」をもって対応し、その輸出への障壁を撤廃することが中心とされている。

先進国は、後発途上国からの輸出の97%に対して「無税・無枠」とすることでほぼ合意しているといわれる。

ラミー事務局長が“後発途上国に対する「無税・無枠」以外の要素も加えられていい”としているのは、アメリカが、12月パッケージには、後発途上国に対する利益だけでなく、

「アメリカー先進国に対する利益も必要」としているからである。

3. ラミー事務局長の提起したリスト

ラミー事務局長は6月22日の貿易交渉委員会において、12月パッケージについて以下のような「示唆的な」リストを提起した。

- ①後発途上国への「無税・無枠」の供与。
- ②綿花補助金（アメリカの綿花国内補助金）への規律について一歩を踏み出す。
- ③貿易促進（貿易促進に必要な技術的改善：今次ドーハ・ラウンドの交渉分野）。
- ④輸出補助金の撤廃。
- ⑤「途上国への特別かつ異なる扱い」についてのモニタリング・メカニズム。
- ⑥漁業補助金規制についての第一歩。
- ⑦環境財への（輸出）障害＝関税などを取り除く第一歩。

4. 12月パッケージでも対立を抱える

だが、この12月パッケージの中身についても「後発途上国への無税・無枠の設定」と「貿易促進」以外の事項は、すべて対立を抱え、その対立を解消しえないでいる。

- 1) 綿花補助金問題：後発途上国は、アメリカの綿花国内補助金を現行水準に凍結することを要求している。アメリカは、中国・インドが国内綿花保護を制限することが条件とし、中国・インドは、貿易を歪曲するアメリカの綿花補助金と中国・インドの補助金は異なるとして、削減に応じていない。
- 2) 輸出補助金の廃止：これまでの交渉（2004年7月、農業の枠組み合意）において、輸出補助金の廃止が合意された。ブ

ラジルは、それを12月パッケージに入れるべきとし、EUは、輸出補助金の廃止はあくまでも全分野が合意する場合の一部として受け入れうるものであって、それだけに応じることはできない、とする。

- 3) 漁業補助金への規律（今次ラウンドの交渉分野）：アメリカが要求。中国は強く反対。日・韓・EUも反対している。
- 4) 環境財への障壁＝関税などを取り除く（関税の大幅削減－撤廃）：アメリカが要求。インドは強く反対。中国も冷淡といわれる。

5. 容易でない12月パッケージ合意

このように、年内妥結に代わり、12月に予定されている閣僚会合において妥結可能な“小さい合意＝12月パッケージ”の合意を図ろうとする試みも、パッケージの中身について、一致しえないという状況が続いている。

こうした事態の根底には、「世界経済の成長の中心になっている中国－新興国も（先進国と同様の）貢献＝譲許をすべき」というアメリカの姿勢がある。その姿勢は、これまでのWTO交渉の前提（新興国を含む途上国は、先進国に対し「特別かつ異なる扱い」＝優遇措置を与えられる）を覆す要素をはらんでおり、アメリカー新興国間の対立を解き難いものにさせているのである。

それゆえ、“妥結可能な内容による12月パッケージ”といっても容易ではない。アメリカが「アメリカー先進国にとっての利益も必要」とする立場をとり続けるならば、12月パッケージも合意されない事態＝“12月閣僚会合において何らの合意もない”事態も、場合によっては、ありうるとみられるのである。